

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日 令和 年 月 日		整理番号	
岡山県里庄町長 殿			
住 所 (住民税が課税される住所)	フリガナ		
	氏 名		
電話番号	個人番号		
	生年月日		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更がある場合は、事項変更届出書を提出してください。
(注2) 申告の特例の適用を受ける特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

※赤字内に必要事項を記入してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☒
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項をこし書きを除く。）の規定の適用を受ける者	
①確定申告及び個人住民税申告の提出が不要な方	分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☒
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

②1年間のふるさと納税による寄附先が5自治体以下である方

①②のどちらにも該当する方のみワンストップ特例の申請が可能です。

①②のどちらか一方でも該当しない方は、確定申告等にて寄附金税額控除のお手続きをお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。

下の「マイページアクセス用二次元コード」からご申請ください。

マイページアクセス用
二次元コード



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了!
- ・申請書や確認書類の提出が不要!
- ・申請後すぐに申請受付が完了!

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、どちらかの方法で申請願います。

※寄附をした年の 翌年1月 10 日（必着）まで にご提出ください。